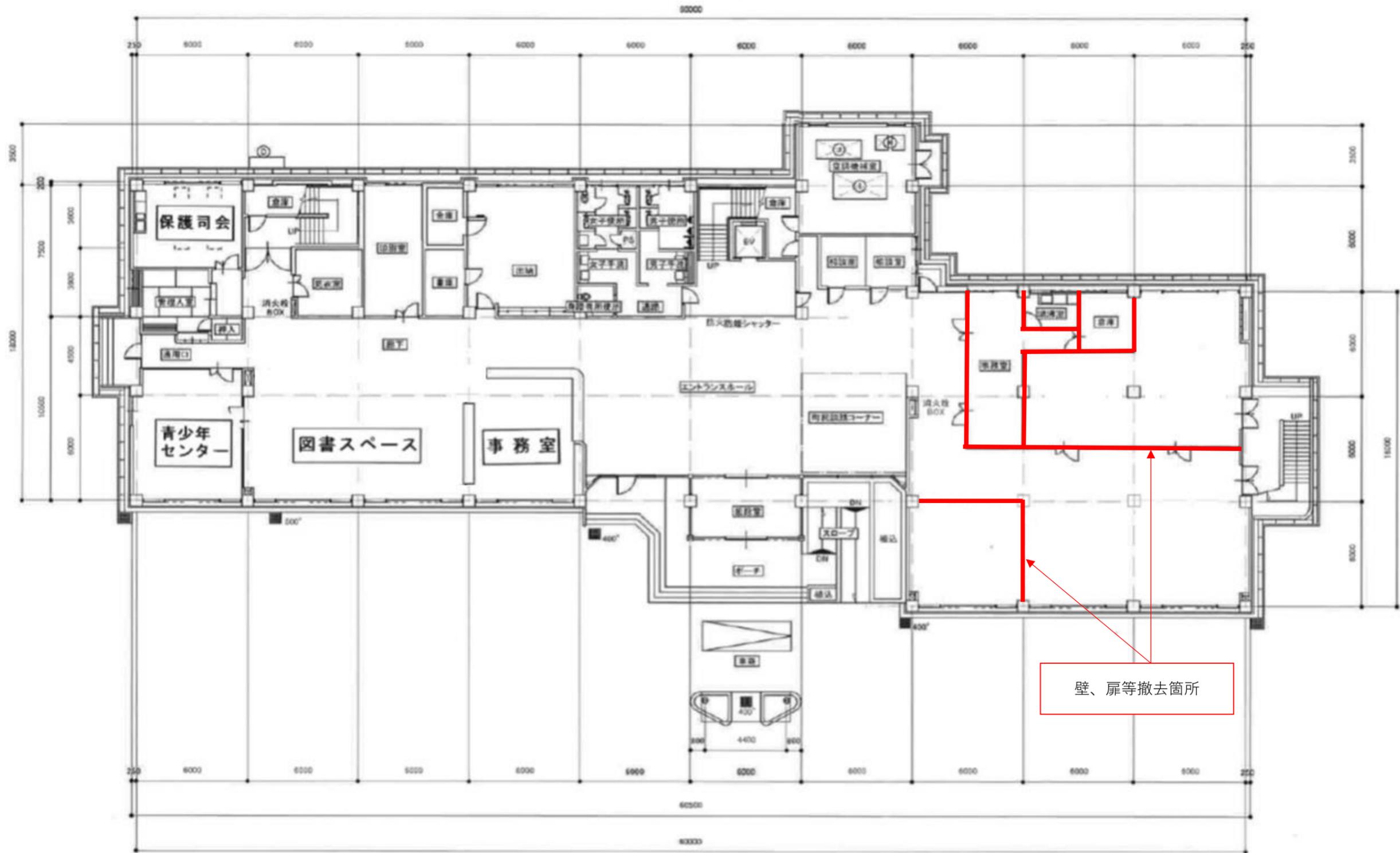


## 別紙1. 用途変更に伴う改修箇所

- ① 間仕切り等撤去箇所
  - ・旧図書室、青少年センターの間仕切り壁を撤去する。
- ② 防煙垂壁設置工事、間仕切り壁等設置箇所
  - ・防煙垂壁を設置する。
  - ・青少年センターと図書スペースの間の間仕切り壁を新設。
  - ・旧図書室内に図面②のとおり間仕切り壁及び扉を新設する。
- ③ 1F 防火シャッター改修、点字ブロック等設置工事
  - ・身体障害者用駐車場に表示看板（駐車場立て看板）を設置する。
  - ・玄関スロープ部分への手摺を設置する。
  - ・玄関への誘導ブロック設置。
  - ・玄関に総合案内看板を設置する。
  - ・防火シャッターの改修（挟み込み防止装置等設置）
  - ・エレベーター内に点字案内を貼付け。
- ④ 2F トイレ改修、点字ブロック、防火シャッター改修工事
  - ・和歌山県福祉のまちづくり条例の条件を満たす多目的トイレに改修する。
  - ・転落防止等点字ブロックを設置する。
  - ・防火シャッターの改修（挟み込み防止装置等設置）
- ⑤ 3F 防火シャッター改修、点字ブロック設置工事等
  - ・防火シャッターの改修（挟み込み防止装置等設置）
  - ・転落防止等点字ブロックを設置する。
  - ・電話コーナーの間仕切りを撤去する。
  - ・準備室及び倉庫の欄間ガラスを撤去する。
- ⑥ 用途変更等に伴う関係官公庁への申請手続き等

※「建築確認申請にかかる用途変更に対する工事費」及び「和歌山県福祉のまちづくり条例に対応する工事費」については、別途契約となりますので見積書の提出をお願いします。なお、見積書の作成においては、現場確認等の事前調査を十分に行ったうえで作成をお願いします。

①間仕切り等撤去箇所



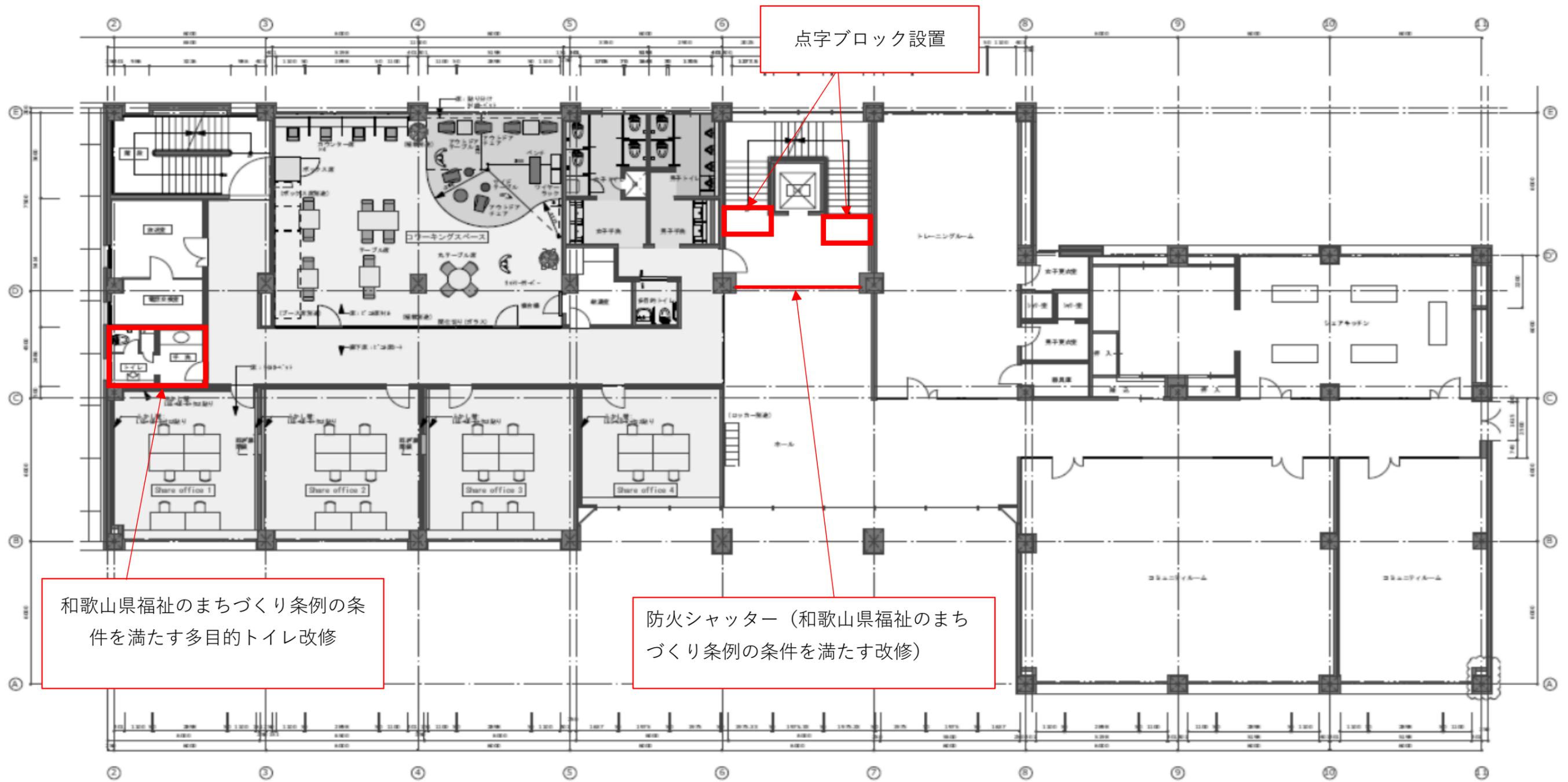
壁、扉等撤去箇所

設計者	設計	図面番号	1F 平面図	縮尺	1/200	日付	2022.03.26
作成者	確認者	承認者	吉津町庁舎及びコミュニティセンター	図面名		図面番号	





④2F トイレ改修、点字ブロック設置、防火シャッター改修工事



⑤ 3F 防火シャッター改修、点字ブロック設置工事等

